

書 評

中島樂章著

明代郷村の紛争と秩序

——徽州文書を史料として——

加 藤 雄 三

昨年物故された中國社會科學院歷史研究所周紹泉研究員は常々このように語っていた。「徽州文書には宋代以來民國までの史料が含まれており、一個の地域の様々な事象について一貫した長期に亘る研究が可能である。この研究を通じて一つのモデルを作り、各地の各時代の事象と比較すれば、より意味のある中國史敘述を行うことができる。」と。中島樂章氏は周氏の薫陶を受けた研究者であり、日本において徽州文書を研究する若手の第一人者である。本書は題名こそ「明代」を冠しているが、周氏の言葉を受けたかのように徽州における民間紛争の有り様を宋代以降通史的に描こうとした作品である。今後、我々が民間紛争を議論する場合、中島氏が提示したモデルを足掛かりとすれば有意義な議論展開が可能となる。各章の表題と舊稿の表題及び初出年を挙げれば以下の通りである。

第一章 徽州文書研究の展開（書き下ろし）

第二章 宋元・明初の徽州郷村社會と老人制の成立（舊稿原題

「徽州の地域名望家と明代の老人制」、一九九五年）

第三章 明代前半期、里甲制下の紛争處理（同「明代前半期、

里甲制下の紛争處理——徽州文書を史料として——」、一九九五年）

第四章 明代中期の老人制と地方官の裁判——訴訟文書にみる

——（同「明代中期、徽州府下における『值亭老人』について」、一九九四年）

第五章 紛争と宗族結合の展開——休寧縣の茗州吳氏をめぐる

て——（同「明代徽州の一宗族をめぐる紛争と同族統合」、一九九六年）

第六章 明代後期、徽州郷村社會の紛争處理（同題、一九九八

年）

第七章 明末徽州の佃僕制と紛争（同題、一九九九年）

第八章 結語（書き下ろし）

右に示した通り、本書は個別論文を編輯再構成したものであり、各章は必ずしも有機的に連結されているわけではない。全八章の内、第一章は徽學研究の紹介、第五章と第七章は事例の紹介と解釋を内容としており、「論」が展開されている譯ではなく、評することは難しかろう。根幹を成す議論は他の章において行われている。よって、本評は、第二章から第四章、第六章、第八章を議論の対象として扱うこととする。

本書の中で一貫して論じられているのは郷村レヴェルにおける紛争處理が誰により主催され、如何に處理されていたかということである。中島氏の言葉を借りれば、「明代徽州の文約・合同な

どの民間文書と各種の訴訟文書を中心とし、族譜や地方志・文集などの関連資料をも用いて、明代を通じての鄉村における紛争處理の實態とその變遷を明らかにし、さらにその背景をなす社會變動や宗族結合の展開、徽州特有の佃僕制などの諸問題を論じ、當時の鄉村社會における紛争解決と秩序形成のあり方を描き出す」ということになる。本書において行われる議論構成はおおよそ時期によって四期に區分しうる。第一期は明代初期以前（宋元時代以降洪武年間以前）、第二期は明代前期（『教民榜文』頒行から正統年間まで）、第三期は明代中期（景泰年間から正徳年間）、第四期は明代後期（嘉靖年間以降）とできよう。

第一期は「老人制」成立までの前史として描かれる。宋代から明代に至る地域史の連續性をふまえ、敘述は宋代から起こされる。宋代、徽州が屬する江南東路は「健訟」の地として悪名を轟かせる一方で、鄉村の「長者」や「處士」といった名望家が實力を背景として私的にではあるが紛争處理を行い社會秩序を維持していたことが伝えられる。同様の情況は元代の史料においても描寫され、地方官も「父老」・「耆老」たる地域の名望家に鄉村の秩序維持を行うことを期待した。後の『教民榜文』においても老人や郷里社會の責務とされた輕微な紛争の處理、勸農、教導といった役割は「父老」が擔うものと考えられていた。「至元新格」によれば、社長は「民事的な紛争の調停權」あるものとされ、現に徽州では元末に至るまで鄉村の紛争解決に當たっていた。紛争處理に關して元代の社長が後代の里長・老人などと異なるのは、専ら在地での紛争調停を職責とし、地方官衙に持ち込まれた紛争の處理に對して實地檢證を行うなどの關與をしなかったことが窺われる

ことであるという。明代洪武初年の動きは定かではないが、里甲制が全國に施行された洪武十年代から傳統的な「父老」層の役割を制度化した「耆宿」や「老人」が配置され鄉村内の制度が整備されていく。輕微な訴訟を處決する老人の職責も二七年までに「元代の社制に倣うようにしだいに導入され」成文化された。徽州においても在地の地主や富民を出自とする「耆老（老人）」による紛争處理が行われていたことを示す史料が耆宿制廢止前後から現れる。

『教民榜文』頒行直後である第二期、これまでの通説では「里老人制」は早々に崩壊したものとされていた。しかし、中島氏は文書史料に基づき、明代前期に「老人を中心としてかなり實質的な『鄉村裁判』が行われた」とする。その一例として、宣徳・正統年間における祁門縣十西都謝氏の山場争いが挙げられる。ここにおいては『教民榜文』の通り投訴が里長・老人に對して行われ、彼等が官に提訴される前段階の紛争處理を行っているだけでなく、地方官衙から事實調査を命ぜられている。明代前期の徽州鄉村社會では『教民榜文』の規定は空文化しておらず、「老人・里長を中心として、『衆議』や同族などの民間調停とが相互に補い合い、全體として紛争の解決が圖られていた」。本書で取り上げられた事例は九件であり、多くはないが、總てが鄉村レベルで和解に至っている。

第三期である明代中期には、老人や里長の紛争處理における位置がやや變質してくる。第一に、鄉村における紛争處理の態様は里長・老人が處決までを行う「鄉村裁判」の様相を薄めて、老人の肩書きが「勸諭里老」などと署名されるように調停の性格を強

めていく。調停作業は村落・親族のレヴェルにおいても同時に行われ、中人の役割が増大したという。第二に、里長・老人への投訴を経て府縣に提訴されたことを明記する文書が減少する。逆に府縣に提訴された事案の實地檢證や事實調査が老人や里長に命ぜられることが多くなる。この時期の訴訟は、大部分が地方官と老人・里長との間で執り行われる文書行政の中で解決されていた。提訴を受理した地方官から帖文により實地檢證や事實調査を命ぜられた里長・老人は、申文により結果を報告する。地方官は報告を承認すると、兩造及び關係者に帖文を發して裁定の遵守を命じる。つまり、地方官は里甲組織を通じて、鄉村レヴェルの紛争處理に當たつたのである。中島氏は、このプロセスにおいて各里の老人とは異なる「耆老」や申明亭に輪番で詰めた「值亭老人」なる者が訴訟事實の再調査などに當たつていた、即ち清代の差役の役割を果たしていたことに注目する。「值亭老人」の存在は「官吏下郷の禁」が遵守されていたことを示すし、鄉村内で解決しえずに地方官に提訴された訴訟を處理する一つの方法であつたという。

では、通説では里甲制が動搖を極めたとされる第四期はどうであつたか。中島氏は紛争處理における調停者・仲裁者それぞれにより動向を描き分けている。

一、里長（時に都正・圖正、城市では坊長）は明末に至るまで紛争處理に係わり続け、訴状を受け、或いは地方官衙への轉呈を行った。

二、老人による紛争處理は調停の性格を強めながら、郷約・保甲制の定着と前後して萬曆年間には完全に形骸化する。

三、徽州においては明代中期から萌した郷約・保甲制の長である約正・約副・保甲は隆慶年間から老人と入れ替わるように調停活動、訴状の取次に當たつていることが確認される。四、紛争當事者の「親族」や「中見人」が調停者として事案に關わる事例が最も多くなる。調停は専ら口頭に據り行われ、最後に何らかの「約」が立てられる。

これら四者は決して別個に紛争處理に當たつていたわけではなく、里長・約保が共同して事實調査に當たることもあるし、調停者として同時に名を連ねることがあつたのは當然であろう。「それでは具體的な鄉村の人間關係の中で相互に結びつき、重なり合いながら紛争處理の枠組みを作り上げていた」のである。中島氏はこの動きを里甲制の解體と健訟の風に結び付けて、地方官衙の直接關與、郷約・保甲制による鄉村の秩序維持システムの再構築、族人・中人などによる自生的な秩序形成という三つの方向性を示すものとしている。

右に見てきた明代を通じて徽州の鄉村における紛争處理の變遷は中國史の中で如何なる意味を持つのか。宋元以來、名望家による鄉村レヴェルの紛争處理は「武斷鄉里」と「排難解紛」という表裏をなすレトリックによつて描かれてきたが、明朝は「排難解紛」の側面を制度化し、鄉村を國家統治の内に取り込もうとした。それが老人・里甲制である。制度の意圖が成功したか否かは分からぬが、徽州においては「同族や村落、姻戚や知友、「衆議」などによる調停を含めた紛争・訴訟處理の全體的な枠組みの中で」、老人や里長は「中心的な結節点としての役割を果たしていた」。一六世紀以降、社會の流動化に伴い、里甲・老人制を中心とする

紛争處理の枠組も動搖し、郷村社會における紛争處理・秩序維持の主體は多様化していく。

本書においては、宋代から明代にかけての徽州の社會狀況と關連づけた具體的な論述が行われており、評者の力量不足で議論が抽象化或いは矮小化してしまつたのではないかと慮れるが、以上が本書の要約である。郷村レヴェルの紛争處理システムが徽州において如何に變遷したか、ということについて一つのモデルが示されていると言えよう。

中島氏の述べる通り、これまで中國裁判史研究は實態を語ろうとしても官側の記録或いは人々の傳聞などに基づく編纂資料のみを用い、民間文書を用いることはなかつた。その結果、官の與かる所とはならなかつた或いは官公文書などの記録對象とならなかつた紛争處理については論じられることはなかつた。徽州文書の整理公刊と目錄整理は徽州という一小地方に關してではあるが、地方における民間紛争の實態とその變遷を通時的に検討することをも可能にした。「同時代としてはもともと豊富且つ多彩な『ローカル・ヒストリー史料』の検討を通じて郷村社會における紛争解決と秩序形成という問題をめぐる、既成の研究による一般的認識を再檢證する」という氏のテーマもここから生まれた。再檢討にはパラダイム轉換によるものと新資料の發見に基づくものとがあるが、本書は徽州文書による「里老人制」の再檢討として、即ち後者に屬するものとして研究史上に位置づけられよう。

本書により新たに解き明かされた事實の意義については、評者の言を待つまでもなく、専家により各章の舊稿について書かれた

『法制史研究』四四、四七、五一各號の批評に詳しく述べられている。一言で言つてしまえば、松本善海氏以來の通説である「里老人」像を覆し、萬曆朝初頭まで郷村レヴェルの紛争處理に關わつていた「老人」像を提示した、ということになろう。そして、郷村内の人間關係全體の中で争議の解決（處決・調停）が目指されてきたこと、そのシステムの變遷を示すことにより、中國法制史の空白部分である民間紛争について明代を中心に一つのモデルを描き出した功績は特筆されねばならない。

しかし、本書全體を通じて違和感を覺える點が一つある。中島氏が「制度」という言葉を使われるとき、如何なるものを想定しているのか見えてこないことである。近年の三木聰氏との論争にあつて兩者の意見がすれ違つてゐるのは、お互いの「制度」觀がお互いに見えていない點に原因があるのではないか。各々が證明した個別具體的な事象は動かしやうのない事實として承認される。對して、據つて立つ基本的な觀念はなかなか理解しがたいものがある。三木氏が「當爲」と「實態」という枠組を用いて『明實錄』や福建關連の資料にある記事を説明するとき、實態とは當爲（規定）が援用されて出現した姿ではなく、あるがままの状態をいい、實態も「制度」たりうるのかという疑念が残る。「明代里老人制の再檢討」（三木『明清福建農村社會の研究』（北海道大學圖書刊行會 二〇〇二年）所收）において「制度とはすぐれて理念的所産であり、實際にそれが施行されて具體的に機能する段階に至ると、（當爲）とは別の（實態）としての顔が浮かび上がる」というものの、制度を施行する段階を飛び越して實態に關する議論が進められている。逆に中島氏も老人「制」が如何なるもの

であり、その制度の援用が如何になされ、その結果として如何なる事象が現れたのかという視点を缺いているように思う。明代前・中期、里長・老人に對して「狀投」が行われ、老人らによって處決が行われるとき、中島氏は直ちに老人・里甲制を定めた『教民榜文』は空文化していなかったとする（例えば一三九頁）。しかし、當時の鄉村に生きた人々は『教民榜文』に違つて訴訟を行つていたのか、それとも、慣行に違つて里長・老人に投訴していたのか。そして、それは「制度であつた」と言えるのか。『榜文』が規定として認識されていなければ、『教民榜文』において國家から賦與された裁判・懲罰權自體が、老人の裁定に單なる民間調停の一環たる以上の力を與えていた」（一三三頁）というこの論據はなくなる。細かい點をつつけば、三三一頁に「郷里の狀」の受理を以て「制度的に認められた慣行」というとき、評者にはこの言葉自體の意味が理解できない。「制度の中で認められた慣行」なのか、それとも、「制度に昇華した慣行」なのか、はたまた別の意味であるのか。

里老の紛争處理權限を規定したことは畫期的ではあり、大きく取り扱われるが、『教民榜文』は律や例と異なり、その條文を援用していることが文書の中に明記されることの少ない法令である。だからこそ、ある事象を以て「制度」と「榜文」の關係を明言することには危険が伴う。事象を規定と關連づけるためにはもう一段階の證明手續が必要なのではないか。中島氏は既に長期の視座を以て老人・里甲制を捉えようとしているのであるから、『教民榜文』を相對化して、連綿と受け繼がれてきた名望家たちによる營爲から制度たる老人・里甲制を再構成することはできまいか。

現時點では制度としての老人制を描くことが意識されていないことにより、井上徹氏が『法制史研究』四四號所掲書評において喝破している通り、本書からは明朝が意圖した老人・里甲制などの全體像が見えてこない。第二章、第八章はそれに對する回答として執筆されているように思われるが、國家内の制度として老人・里甲制、それに續く紛争處理システムを如何に著すべきかという課題が残されてはいまいか。それは取りも直さず、何が紛争處理の常態であつたのか、そして、制度と如何にリンクしていたか、ということであろう。この問題に解答が出れば、第四期における紛争處理主體各々の營爲は何に基づき爲されていたのか、というような疑問にも説明を加えることが自ずと可能になるように考える。明代後期における老人・里長らの紛争處理參與は『教民榜文』とは單純に結び付けることはできない。また約保が郷約などに規定されていない事項を何に基づき行つていたのか、つまり、郷約・保甲「制」とは如何なるものであるのかについても中島氏の説明を待ちたい。

もう一つ小さな疑問を挙げると、周紹泉「徽州文書所見明末清初的糧長、里長和老人」（『中國史研究』一九九八—）に「明末清初徽州文書中糧長、里長、老人資料表」として掲げられたデータを如何に取り込むのか。本書の中で明代後期の事象を論じるとき、徽州文書全體では數量が膨大となり、議論の收拾がつかなくなることを理由として、中島氏が主なデータソースとしたのは合同・文約のみである、とされる。第六章の舊稿が發表されたのと同じ年に、周氏は前掲論文において、訴訟文書、契なども加えて、明代嘉靖年間から清代道光年間に至るまでの糧長・里長・老人な

どの活動を示す表を作成している。この表からは萬曆一四年に老人が紛争事實の調査活動を行っていたことが分かる。また、紛争に係わるか否かは定かではないが、冊里（黄冊里長）が道光二九年に存在したというのも新鮮な驚きを覚えさせる。中島氏は周論文の内容を重々承知しながら學問的禁欲を以てあらゆる史料に手を廣げることを控えられたのだが、このデータは中島氏の論考を補強すると共に微修正を可能にするものである。また、今後、清代をも含めてより長期にわたる徽州の鄉村における紛争處理システムの變遷（のみならず鄉村の行政システムの變遷についても）を考察するときに指針となる。この点については、遠からず新しい論考が中島氏により發表されるものと思う。

さて、本書が徽州文書という膨大な史料を用いて、「鄉村社會における紛争解決と秩序形成」という問題をめぐる、既成の研究による一般的認識を再検証した結果として示した紛争處理システムの變遷モデルは我々に如何なる課題を突きつけているのか。本書が中心に扱う明代に關して、同レヴェルの史料は他地域において發見されていない。明代遼東檔案にしても、『四川各地勘案及其它事宜檔冊』にしても、司法行政の實態を伝える貴重な檔案ではあり、司法システム全體を解き明かす際に、それぞれを別角度から利用することは可能であるが、鄉村レヴェルの紛争處理についてそれらから知ることはできない。元代以前においては、まったくまった檔案さえ傳わらないのが實狀である。ここから導き出される答は、第一に、徽州文書自體を読み直し、中島氏の提示したモデルを再検証する、第二に、以前と同じく方志、族譜、文集、實

錄などから丹念に各地の事實を拾い出し、偏見なく徽州のモデルと比較し、各地の紛争處理像を斷片的にでも築き上げる、第三に、前二者の研究を通じて得られた鄉村紛争システム像を司法・行政システム全體の中に位置づける、というありふれたものにしかない。總ては中島氏が本書において行おうとした作業の繰り返しのかも知れない。この作業において常に心に留めておくべきは、中島氏が「武斷鄉里」・「私受詞狀」と「排難解紛」・「鄉里の狀」の考察において示したように、文書のレトリックを如何に讀み解き、事實を導き出し、「制度」と「制度ではない事象」の總體を描き出していくかということであろう。

なお、中島氏には関連論文として「明代中期の老人制と鄉村裁判」（『史滴』一五號 一九九四年）及び「明代の訴訟制度と老人制——越訴問題と懲罰權をめぐって——」（『中國——社會と文化』一五號 二〇〇〇年）があるが本書には收録されていない。前者は氏の明代鄉村裁判研究の出發點となった研究である。後者は主に『大明律』・『御製大誥』・『明實錄』といった編纂史料を多用して越訴の範圍と老人の懲罰權について述べたものであるが、氏が「老人制」を如何なるものとして考えているかを理解する上で關鍵となる論考であると思われる。是非参照されたい。また、中島氏は資料紹介「明末徽州の里甲制關係文書」（『東洋學報』八〇卷二號 一九九八年）も物されていることを付記しておく。

A五版 一一三六五十三四頁 一〇〇〇〇圓
二〇〇二年二月 東京 汲古書院